

高山市インターンシップ事業概要

1. 事業の趣旨

高山市インターンシップ事業は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意欲の向上や市政に対する理解を深めることを目的として実施します。

2. 実習対象者

実習の対象は、学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学等（以下「大学等」という。）の学生であって、次のすべてに該当する方とします。

- (1) 在籍する大学等から推薦された方
- (2) 行政に関心のある方で、インターンシップに対する意思が明確である方
（【様式2】 インターンシップ実習学生カードへ記載してください）
- (3) 災害傷害保険、賠償責任保険等に加入している方

3. 実習期間

原則、受入期間は毎年8月中とし、実習期間は5日間以内とします。

※上記以外の期間でも、受入所管課の状況によっては可能な場合があります。

実習希望期間の概ね2か月前までに申し込みください。

4. 受入人数

特に制限はありません。

5. 報酬等

市は、実習生に対し、報酬、賃金、手当及び旅費等実習に伴ういかなる経済的負担も負いません。

6. 実習生受入の手続き

大学等の学生が実習を希望するときは、所定の様式により大学等が高山市あてに申し込み、受入決定後、高山市との覚書を取り交わします。

申込から実習までの流れは以下のとおり

- (1) ・大学等より、推薦書兼申込書【様式1】
・学生より、インターンシップ実習学生カード【様式2】を大学等を経由し高山市へ提出
- (2) 高山市より、大学等へ受入先や受入日程の内定を連絡
- (3) ・大学等と高山市で覚書【様式3】の取り交わし
・学生より、誓約書【様式4】を大学等を経由して高山市へ提出
- (4) 実習生と受入所管課とで実習前の打ち合わせを実施

7. 実習に当たっての遵守事項（実習生）

実習生は、実習前に、地方自治の仕組みや高山市のまちづくり等について学習し、課題意識を持って実習に参加するとともに、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 実習中は実習に専念し、所属長及び指導員の指示に従い、積極的な姿勢で実習に臨み、市役所の信用を傷つけ、不名誉となる行為をしない。
- (2) 実習中に知り得た個人情報等については、実習中及び実習後、一切外部に漏らさない。
- (3) 市民に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い、市民に対する態度に十分配慮する。
- (4) 実習中は、公用車を運転しない。
- (5) 実習中は、名札を貸与するので、着用する。
- (6) 実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、それを超える時間については、受入所管課所属長の判断とする。

8. 受入れに当たっての留意事項（受入所管課）

受入所管課においては、以下の点について留意してください。

- (1) 受入れに当たっては、通常業務の支障とならないよう対処し、また実習生に対して、高山市役所のイメージを損なうことのないよう真摯な態度で臨む。
- (2) 受入課においては、実習に当たり、指導員を選定し、実習生を指導・監督する。
- (3) 実習生のマナーや態度が悪い場合は、随時適切に指導する。
- (4) 実習生または大学等から実習に関する評価を求められた場合、その対応をする。

9. 事務分担について

- (1) インターンシップ全般に関すること・・・総務課
- (2) 実習の内容及び実施に関すること・・・受入所管課

10. 連絡先

高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所総務部総務課 インターンシップ担当

電話：0577-35-3133 FAX：0577-35-3162

メール：soumu@city.takayama.lg.jp

【様式1】

高山市インターンシップ推薦書兼申込書

年 月 日

(あて先) 高山市長

大学等名
代表者

下記の学生を高山市インターンシップ実習生として推薦し、申込みます。

学部学科・学年			第 学年
ふりがな 学生氏名	ふりがな		
推薦する理由			
実習の目的			
希望する部署名 および理由		部署名	希望する理由(具体的に)
	第1希望部課	
	第2希望部課	
	第3希望部課	
希望する期間	令和 年 月 日 ~ 月 日のうちで 日間		
傷害保険等の 加入状況	インターンシップ傷害保険等に	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない	
実習後の 評価方法		単位認定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

大学等所在地			
担当者	部署名		氏名
連絡先	電話番号： メールアドレス：		

- ・発信者は、原則として理事長や学長等、大学の代表者とします。(覚書を締結する際の締結者となります)
- ・「担当者」「連絡先」、実際の窓口となる担当の方を記載してください。

【様式3】

高山市インターンシップ事業実施にかかる覚書

高山市（以下「甲」という。）と 大学（以下「乙」という。）は、インターンシップ事業の実施について、次の条項により覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 甲は、乙に所属する学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の就業意欲の向上や市政に対する理解を深めるとともに積極的かつ優秀な人材の育成に資することを目的とする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名及び実習期間、実習職場は別紙のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（報酬等）

第4条 甲は、実習生に対して、報酬、賃金、手当及び旅費等実習に伴ういかなる経済的負担も負わない。

（実習に専念する義務）

第5条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第6条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第7条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、甲の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

（実習中における事故責任等）

第8条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。実習生が実習期間中に故意又は重過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険をもって充てるほか、甲乙協議の上、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険をもって充てる他、甲乙協議の上、誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

(実習生の提出書類)

第9条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、甲に対して誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第10条 甲は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(実習生個人情報保護)

第11条 甲は、知り得た実習生の個人情報を、インターンシップ受入に伴う以外の目的には使用しない。なお、実習終了後は、甲の責任において廃棄する。

(その他)

第12条 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
高山市長

印

乙

(別紙)

実習生氏名	(ふりがな)			
実習期間	令和	年	月 日～	月 日
	日間	※日曜日を除く		
受入課①	月 日～	日	部	課
受入課②	月 日～	日	部	課

【様式4】

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 高山市長

(実習生)

大学等名

学部学科名

氏 名

(自署)

私は、高山市において、インターンシップ実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、高山市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念します。
- 2 私は、高山市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為及び実習上知り得た秘密を実習中又は実習後において漏洩するような行為は行いません。
- 3 私は、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び高山市又は第三者に対して損害を与えた場合は、自らの責任において対応します。